

88 明治18年4月6日 菊池たよ

・おゐちも御□被下色々下し被下候趣よろしく御礼被下度次  
ニ御へんし上候

おふきに御無きた申居候いよ／＼おゐちと赤ほふもまめしく目  
出可申候哉なハ何と御付被成候御しらせ被下度此間御しらせ被  
下ゆエ頼おくり上候品も御受取被成候趣こふさい証書の事も安  
心致居候まかきハ今ころはいかゝに御座候親うはのちゝのみて

よくなつき居候哉とうしても先のうは居りてハ其ちゝのむ物と  
思ひ居候半かくれてこいとときかせぬよふにして先のうはの見へ  
ぬ所て計り遊ハせたりねかし付たりして付たらいかゝ哉と御う  
はは申居候扱かねて申上候田の方内エていとうニ入居るはとて  
もへん金におよひかね□取こしセつかくの願ニより大矢エ参り  
当セつのふり合なときゝはい山本さんヲ頼上御そうたん致し一  
たんおまいエもおきゝ申上候おいた上の事なれハ又々伺不申共  
よろしく哉と存百円にかへ申候先達も申上候通り二月証書かき  
かいさせ六十七円六十銭と相成居候それエ三十二円四十銭たし  
申候地か金高にかへてもよかろうと大矢さんニもいわれ候へ共  
おし付られてかへらのゆへ何分安く致させ度とおまへ共あまり  
／＼ねたりくれ二月三月の引ヲまけ申候大吉エハ五十銭手当致  
し候へハ地か金を少ししりあしく上り不申候へ共右ニしてとり  
きめ申候諸しまつ方ハ山本さんニて御セわ被下安心致候御かん  
にん被下度金ハ村方が百円受取田ヲかいたしめと今度のせい金  
ニ致し候村方がハしみやくに受取候へ共今丈ハなん中なく共の  
つかかなる物かしれ不申候まゝ十円か二十円ツゝも又受取申よ  
ふ仕り可と存居候実ニこまるのハ狐崎ニ御座候何とせめても少  
しも渡さじくるト申ても参らじよふ／＼三日ニ参りいろ／＼申  
わけも御座候へ共おまいエも願事して上た趣十ヶ年の年ぶニし  
てくれると申分ニ候へ共私の申ニハ東京がハ何とかさしす参か  
もしれ不申候へ共月ニ十五円ツゝのやくそく致し実ニあてにし  
てこれまてならぬ所ち合も致し居るに今さらそんな事ヲいわれ  
とてもなり不申又証書かきかいの事も何度申てもかまハちにお

き実にごまるゆへせひたしかな人を証人にしてくれないハならぬ所もよく／＼申候所又忠兵衛さんエ参りて咄しと申ゆへ実ハ私し風引てやしみ居るセつの事ゆへ山本さんヲ頼忠兵衛さんエも御出被下御咄し被下候趣忠兵衛さんの咄しニハ一月ニ七円くらへニも御まけ被下て御受取被下るほうよろしく候半と申居るよしせめて十円ツゝもとれるようなれハよろしく候へ共いかに候やいよ／＼おまいエ頼事仕り候ハ御さしずも参り申へくと御まつ申居候証人の所も何分久保庄の方と梅蔵殿も御咄し被下候へ共これもいかゞや忠兵衛さんも心はいしてくれつもありニ候へ共よく／＼山本さん願御せわいたゞき被下候まつたくゆるぐ致しおき候われニハ御座無候へ其御安心の事無にハ実ニ御申わけ無こまり居候

又／＼大への事出来申候木ばの方よ／＼又蔵石のまきが一時はんおかへり候趣これもごくなんじゆう成してに身代切のかくごのよし右ニ付やかで十ヶねんの年ぶにしてくれと申事右様なし被下候へハたとい身代切に成ても外川の家立居内ハよこしと申事ニ候へ共あまり／＼長へ申わけゆへきゝ入なりかたく山本さん従ふたんニ下もし／＼何かいしとか地とか品物でも持てあるなら分外ニやくして手前ニてかへ候かたづけしておいたなら向のためにもなるべし又長へやそくしても品物さいおさいでおいだならとれ申べくそれもなぎセツハ三年にもさせ今一人りふか沢たしかな証人てもかゞせおく事ニ申遣が外ニくふうも無品物とる事ハ清五郎の心付ニしてよく／＼頼今日清五郎ヲ申遣候木ばの事ハおまいえ伺ひても御へんじ待問あれハよけれ

共身代切と申事なれハ御へんしまつてもおられ間しく山本さんもおのふれゞまゝ何れも同人宅のおせわにて致居候ぬまぐ内の方ハ十五日までに金おいて参るつもりいつれ又此内ニ申上候へ共一先申上候何も私しとゞかぬためこふなるかと思実ニ御申わけ無こまり居候私し風ハしつくりよく成候まゝ御安事被下間しく用事まで早々申上候めて度かしく

四月六日

たよ

武夫さま

尚以狐崎ニハ今夕二百五十円御座候外川ニハ七十円十四錢四厘  
御座候